

医療法人社団健育会 熱川温泉病院
指定訪問リハビリテーション及介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

(年度 月現在)

当事業所は、ご利用者(契約者)に対して訪問リハビリテーション又は、介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意して頂きたいことを、次の通り説明します。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団健育会
代表者氏名	理事長 竹川 節男
本社所在地	東京都板橋区桜川 2-19-1
法人設立年月日	1953 年 1 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団健育会 熱川温泉病院
介護保険指定事業所番号	2210110165
事業所所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町白田 424
連絡先 相談担当者名	0557(23)0843 (内線 2201) リハビリテーション部 藤井一郎
事業所の通常の事業の実施地域	賀茂郡東伊豆町及び河津町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ること
運営の方針	利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	9:00 から 17:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	9:00 から 12:00、13:30 から 17:00

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態の時、台風や荒天時等、又は訪問担当者の緊急やむを得ない事情で、訪問できない場合もあります。

(5) 事業所の職員体制

管理者	熱川温泉病院院長 藤田 和彦
-----	----------------

職	職 務 内 容	人 員 数
医 師	1 訪問リハビリテーションを実施するにあたり、診療を行い、リハビリテーション計画を作成します。 2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のいずれか1以上の指示を行います。	1名以上
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士 ・ 言 語 聴 覚 士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 1名以上 作業療法士 1名以上 言語療法士 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定訪問 リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※利用料の支払い負担割合は基本 1 割ですが、1 号被保険者である高齢者本人の所得合計金額により、負担割合が決まります。（以下の金額は 1 割負担の場合です。）

区分		利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリ 1	基本報酬(1 回 20 分以上のサービス、1 週に 6 回が限度)	1 回 3080 円	1 回 308 円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による予防訪問リハビリ 1	基本報酬(1 回 20 分以上のサービス、1 週に 6 回が限度)	1 回 2980 円	1 回 298 円

(4) 加算, 減算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算, 減算されます。

加 算		利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は新たに要介護認定を受けた日から 3 月以内	2,000 円	200 円	1 日につき
訪問リハ(予防訪問リハ)サービス提供体制加算Ⅰ		60 円	6 円	1 回につき
訪問リハ(予防訪問リハ)サービス提供体制加算Ⅱ		30 円	3 円	1 回につき
予防訪問リハ 12 月超減算		30 単位/回減算	-30 円	1 回につき
特別地域(介護予防)訪問リハ加算		1 回につき所定単位数の 100 分の 15		
訪問リハ(予防訪問リハ)退院時共同指導加算		退院時共同指導加算 (退院時 1 回が限度)	600 円	1 回につき
訪問リハ(予防訪問リハ)同一建物減算 1		1 月につき所定の単位数の 100 分の 10		

※ 短期集中リハビリテーション加算は、利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院(退所) 日又は新たに要介護認定を受けた日から起算して 3 月以内の期間に、1 週につき概ね 2 回以上、1 日あたり 20 分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ 介護予防リハビリテーションを長期利用されている方の基本報酬単位が減算になります。
(利用開始の属する月から 12 月超で 30 単位/回減算)

- ※ 特別地域(介護予防)訪問リハビリ加算は、厚生労働大臣が定める地域に所在する、指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入所中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語療法士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に当該退院につき 1 回に限り算定します。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で 20 人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅又は高齢者専用賃貸住宅に限る。)
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、且つ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

4 その他の費用について

① 交通費	指定訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することがあります。通常実施地域を越えた地点から、ご自宅までの距離を km/20 円で頂きます。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。(※利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。)	
	24 時間前までのご連絡の場合	原則、キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	原則、1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	原則、1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
③ 文書作成料	各種証明書、指示書等を発行した場合、お支払い頂く場合があります。	

(注) 当該事業所の運営規程において、定められている必要があります。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）訪問時に現金支払い （イ）病院窓口で現金又はクレジットカード支払い （ウ）病院指定口座へ銀行振り込み イ お支払いの確認をしましたら、領収書を発行します。（再発行はいたしませんので、大切に保管して下さい）

※ 正当な理由がないにもかかわらず、支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払い頂きます。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行う事があります。その場合は容態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯番号 勤務先
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 東伊豆町	東伊豆町稲取3354番 東伊豆町役場健康づくり課 東伊豆町地域支援センター Tel (0557) 95-1124 (相談窓口) 午前9時00分から午後5時00分 (平日のみ)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

12 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

15 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に指定訪問リハビリテーションの見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス提供に関する相談・苦情について

- (1) サービス提供に関する相談は、熱川温泉病院リハビリ室まで相談下さい。
- (2) 担当する職員の変更をご希望される場合は、利用者のご希望にできるだけ尊重して調整を行います。但し、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- (3) 苦情申立の窓口は下記窓口をご利用下さい。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	リハビリテーション部 藤井一郎 0557(23)0843 (内線 2201) 午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分 (土日祝日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	東伊豆町稲取 3 3 5 4 番 東伊豆町役場健康づくり課介護係内 東伊豆町地域支援センター Tel (0557) 95-1124 (相談窓口) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (平日のみ)
【公的団体の窓口】 静岡県国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 3 4 号 静岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課) Tel (054) 253-5590 (苦情専用) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土日祝日を除く)

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

本内容について、「静岡県指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 9 号）」第 7 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町白田 424
	法人名	医療法人社団 健育会
	代表者名	院長 藤田 和彦
	事業所名	医療法人社団健育会 熱川温泉病院
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	